

令和4年度 第2回守口市都市計画審議会議事録

日時： 令和5年1月18日（水） 午前10時から

場所： 守口市役所4階 行政会議室

議題： （1）付議第53号

東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）について

出席委員： 岡山敏哉、井ノ口弘昭、平井 治、西口誠一、杉岡佐緒理
池邨行弘、坂元正幸、甲斐礼子、西田久美、小鍛冶宗親
水原慶明、阪本長三、江端将哲
（計13名）

事務局	<p>それでは、都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、事務局より報告させていただきます。</p> <p>本日、本審議会の会議録の作成の都合上、発言前に挙手をいただき、会長の指名により発言するという形で進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>初めに、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本審議会の次第、委員名簿、議案書、パワーポイント説明用資料1部、案の縦覧期間に提出された意見書についての5つになります。</p> <p>本日、意見書につきましては、机の上に、以前にもお渡しさせていただいたんですけども、少し体裁を整えた分を置かせていただきましたので、そちらを御使用いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、岡山会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。</p>
岡山会長	<p>皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより令和4年度第2回守口市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>まず定足数ですが、守口市都市計画審議会条例第6条の規定により2分の1以上が出席されていますので、本審議会は成立いたします。</p> <p>それでは早速ですけども、1つ目の議題に入りたいと思います。</p> <p>付議第53号、「東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）」についてでございます。</p> <p>この議題につきましては、まず事務局のほうから御説明をよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、付議第53号、「東部大阪都市計画公園の変更」について説明します。</p> <p>スライドを使って説明させていただきます。</p>

スクリーンには、守口市全域を表示しております。

スクリーン並びに議案書の1ページを御覧ください。

本議案は、都市計画公園の区域の変更でございます。

区域の変更をする八雲東公園は赤点の場所でございます。

次に、今回の都市計画変更に対する理由を説明させていただきます。

スクリーンまたは議案書の2ページを御覧ください。

左下の図に赤色で囲んでおりますのが現在のひかり保育園であり、緑色で囲んでおりますのが八雲東公園になります。

今回の変更により、八雲東公園に隣接している保育園の建て替え工事に合わせて、保育園跡地の一部を公園として整備するものです。変更後は、右下の図のように西側に公園、東側に保育園といった区分けになります。

今回の区域変更により公園面積が増加し、安全安心な都市空間が形成されるため、本案のとおり都市計画公園の区域及び面積を変更するものです。

次に、スクリーンを御覧ください。

変更することにより得られる効果を説明させていただきます。

1つ目は、面積の増加です。0.20ヘクタールから0.28ヘクタールに拡大することにより、1人当たり公園面積が増加することとともに、都市公園法施行令第2条第1項で定められている街区公園の標準面積0.25ヘクタールを満たすことができ、法で想定する水準での利用が可能となります。

2つ目は、公園を整形化することにより利用可能スペースが増加することです。敷地を整形化し、公園施設を無駄なく合理的に配置することで、広場等として利用できる空地が現在の0.08ヘクタールから0.20ヘクタールに増加します。区域変更による0.08ヘクタールの増加以上に空地が増加し、公園を活用する幅が広がります。また、遊具エリアと広場エリアを利用目的ごとに区分けすることで、利用しやすく、安全安心な公園を形成することができます。

続いて、整形化することによる防災性の向上についてです。防火樹林を設置し、耐火性能の高い建築物である保育園と複合的に延焼の防止機能を形成することができます。また、当該地区は古い住宅が密集しており、防災性の向上が課題となっており、災害時に空地へ一時的に逃げ込むことができ、防災性が向上します。

次に、スクリーンまたは議案書4ページの新旧対照表を御確認ください。

一番左側に公園種別を表示しております。公園種別は、都市公園法施行令において定められており、街区公園は街区に居住する方を対象とした公園で、標準的な面積が0.25ヘクタールの公園です。

変更内容につきましては、上段に黄色で表示しておりますのが変更前、下段の赤色で表示しておりますのが変更後を示しております。本件は区域の変更ですので、種別や名称、代表とする位置は現況と変わりません。

面積については、現況の0.2ヘクタールから0.08ヘクタール増加し、変更後は0.28ヘクタールになります。

	<p>次に、新旧対照図を表示します。</p> <p>スクリーンまたは議案書の5ページを御確認ください。</p> <p>初めに、画面左側に表示しております2つの図が都市計画変更前と変更後における八雲東公園と保育園の区域の位置関係です。右側の図にピンク色で表示している箇所が新たに追加する区域です。次に、黄色で表示されている箇所が廃止する区域です。追加と廃止の区域の位置関係、規模感等がお分かりいただけるとと思います。</p> <p>最後に、都市計画手続に関する情報を報告します。</p> <p>都市計画法第19条第3項に基づき大阪府に対し協議をした結果、本都市計画案について、11月30日付で異議なしの旨の回答をいただいています。</p> <p>また、12月12日から都市計画法第17条に基づき2週間の縦覧に供した結果、4件の意見書の提出がございましたので、意見についての市の考え方を御説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、案の縦覧期間に提出された4件の意見書につきまして、意見の概要と意見に対する市の考え方を1件ずつ説明させていただきます。</p> <p>委員の方々には事前にお渡しさせていただいております、お手元の「案の縦覧期間に提出された意見書について」やスライドに表示しているものは、全ての意見に対しまして市の考え方を記載しておりますが、本審議会では、都市計画の変更に直接的に関係しないもの、内容が重複しているものについては、審議の都合上、割愛させていただきますのであらかじめ御了承ください。</p> <p>なお、資料の意見の概要の番号と、意見に対する市の考え方の番号は対応する形で記載しておりますので、御参照ください。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p>
事務局	<p>意見の概要①現在の施設は、隣地が民地と公園であることを前提として設計している。そのため、現在まで快適な環境が保たれてきた。この良好な環境にできたのは、公園に面しているという立地に合わせた配置にしたからであり、隣地が都市計画法上の公園であり、将来にわたって公園であるという前提があったからである。</p> <p>施設は、今回の都市計画変更により、八雲東公園に隣接する部分が全て保育園の敷地に変更される。このことから以下のことが懸念として挙げられるため、都市計画変更案については強く反対する。</p> <p>②園児の動静がより直接的に入居者の居室に影響を与えるため、入居者の居室の居住環境が大きく変化する。</p> <p>③保育園の出入口の新設により、現況の自転車、送迎車、人の流れが大きく変化する。道路事情が悪化する。(施設の隣接地が出入口になるため)</p> <p>④隣地が公園でなくなった場合、採光補正係数の値が低くなり、既存不適格状態になる居室が発生する。</p>

今後の改修や改築時に、法令に違反する部分の改修や用途変更を迫られることになり、今後の運営に大きな支障、負担が予想され、将来にわたり不利益に結びつく。

⑤今回の都市計画変更案は、手続の進め方において公聴会、公述人募集の広報も形式的に済ませ、植栽の伐採や仮囲いの仮設工事の直前に近隣連絡をするなど、近隣利害関係者への情報提供・意見聴取の配慮も不十分なまま、施設の立地環境をいきなり侵害する配慮のない行政行為であると言わざるを得ない。

事務局

続いて右側に移りまして、意見に対する市の考え方を述べさせていただきます。

①都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があります。一方で、都市は固定的でなく、社会経済状況の変化の中で変化するものである以上、不断の変更も含めて新たな都市計画が決定されていかなければ、その機能が十分に果たされるものではないことから、都市計画法第21条第1項においては、「都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならない」と定められています。

国においては、人口減少・少子高齢化社会を迎えるに当たって、都市公園を含む「ストックの再編」などが掲げられる中、本市におきましても、都市計画法第18条の2に基づき、都市計画に関する基本的な方針として、令和3年3月に策定した「守口市都市計画マスタープラン」の中で、集約を含めた公園の配置や機能分担による整備、再整備を行うこととしております。

今回の都市計画公園の変更につきましては、昭和44年に都市計画決定し、昭和45年に供用開始した八雲東公園を、隣接している保育園の建て替えに合わせて保育園跡地の一部を公園として整備することで、公園面積が増加し、都市公園法施行令第2条第1項第1号に基づき設置する「主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園」としての標準敷地面積0.25ヘクタールを確保しようとするものです。

また、今回の変更により区域が整形化されることで、街区公園としてより容易に利用できるよう配置できるため、安全安心な都市空間の形成が見込まれるものです。

②の入居されている方の居住環境への影響につきましては、都市計画の変更に直接的に関係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。

③の道路事情の悪化のおそれにつきましては、今回の都市計画の変更は同一街区内での公園と保育園の敷地変更であることから、主な接道に変更はなく、新たな交通需要の増加も見込まれないため、施設整備後の運営面での懸念として、各施設管理者の連携・協力により可能な限りの周辺の方々に対する交通安全の確保に努めます。

④の既存不適格状態になるおそれと、改修・改築時における将来にわたる不利益につきましては、都市計画法及び建築基準法に基づく、私有財産である土地の利用や建築物に係る構造等の制限は、その目標を達成しようとする社会的技術であるため、財産権に対する一般的な内在的制約と解されます。

御指摘の建築基準法第28条に基づく居室の採光について、既存不適格となる懸念も同様に、当該隣接地が都市公園であったためにその規制が緩和できたものですが、反射的效果として、都市公園が変更・廃止された場合には、財産権に対する一般的な内在的制約を受けるものであり、建築物の新築、増築、改築または移転、もしくは大規模の修繕・模様替えのみを規制する消極的規制にとどまり、現状の土地利用に対しては特別の負担を課すものではありません。

⑤の今回の都市計画の変更に係る進め方につきましては、従前のとおり、市内全戸に配布されております本市の広報誌をはじめホームページ等により、都市計画法第16条に基づく公聴会の開催や、同法第17条に基づく縦覧を周知したのですが、周辺住民の方々等の意見を十分に都市計画に反映するという制度趣旨に鑑み、情報提供・意見聴取への配慮の不足についての御指摘は重く受け止め、今後の制度運用に際しては、より丁寧な情報提供、説明会の開催に努めてまいります。

一方で、今回の都市計画の変更に関しましては、周辺住民の方々への御協力による説明会を経て頂戴しました御意見と、それに対する本市の考え方を総合的に勘案し、都市計画審議会の議を経て決定してまいりたいと考えております。

以上が1件目の意見と市の考え方についての説明です。

事務局

引き続き、2件目の意見と市の考え方について御説明させていただきます。意見につきましては、⑥この計画に関して何も知らず、公園の形は変更ないままできれいになると思っていたが、蓋を開けると家の真裏に保育園ができ、高い壁ができるとの説明を受けた。

⑦境界あたりに外壁を立てられてしまうと光が入らず1日中真っ暗のままになり困る。

保育園の目線等も気になるし、万が一窓などに何かぶつけられてしまうのではないかと不安。

調理室が民家側になると、これも火事の可能性が大きくなる。民家側のデメリットは考えてもらえないのか。

万が一保育園の音が生活を脅かしてくる場合、自宅の隣接している生活スペース等の位置替えなどの補償をしてくれるのか。

運動会の練習や避難訓練など、拡声機で大きな声でのお話も間の公園がなくなるとさらに大きな音になってしまうのではないかと不安。

民家側に外壁が立つとのことだが、見えにくくなることで防犯上よくない。

⑧真裏に保育園が建設されることで土地の価格などが著しく低下すること

もあると言われたが、その場合、誰が補償してくれるのか。

⑨計画では行き止まりになっているところが保育園の出入口と聞いた。どれだけの交通量で、どれだけの人間がああ場所を出入りするのかも調査しないままだとのことだが、雨の日の車の出入りや時間帯のこと、小学生の通学、中学生の通学、送迎車など、現状でも狭く気をつけながら生活をしているのに、計画どおりになると必ず事故はいつか起きると思う。抜けるところがあるから何とかなっている状態なのに、わざわざ行き止まりの部分に出入口をつくるのは本当にやめていただきたいです。駐車場が満車の状態で新しく来た車はどこに並んで待つのか。

⑩公園が地域の避難場所である旨、説明されたが、2年の間このお年寄りの多い地域で避難場所がなくなるのは矛盾している。慌てて逃げる中、特にお年寄りの多い地区で、足腰が悪い方もたくさんいる。

⑪公園工事の際、目隠しを立てるときでさえ、とてつもない音と地割れのような床の響きがあった。万が一基礎や外構にひび等入ってしまった場合、補償は誰がしてくれるのか。

事務局

それでは右側に移りまして、意見に対する市の考え方を述べさせていただきます。

⑥の意見につきましては、先ほど述べさせていただきました考え方と重複いたしますので、割愛させていただきます。

⑦の隣接する住居の居住環境への影響につきましては、都市計画の変更に直接的に関係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。

⑧の公園から保育園への土地利用の変更に伴う周辺不動産価格の低下への懸念につきましては、商取引等における様々な要素が関連することから、本市の考え方をお示しすることは差し控えさせていただきます。

一方で、建築時において、都市公園と隣接していることから、建築基準法に基づく規制の緩和を適用した場合に、今回の都市計画の変更に伴い既存不適格状態となるおそれがあります。このことにつきましては、その緩和に対する反射的効果として、財産権に対する一般的な内在的制約を受けるものであり、建築物の新築などのみを規制する消極的規制にとどまるとともに、現状の土地利用に対しては特別の負担を課すものではないため、本市による補償は致しかねます。

⑨の意見につきましては、先ほど述べさせていただきました考え方と重複いたしますので、割愛させていただきます。

⑩の公園の避難機能の件につきましては、再整備に約2年の期間を要しますことから、有事の際に混乱が生じないよう周辺地域の皆様に対し再整備のスケジュールを可能な限り御提供するなど、より丁寧な情報提供に努めてまいります。

⑪の保育園工事中の周辺への振動等の影響につきましては、都市計画の変

事務局

更に直接的に関係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。

以上が2件目の意見と市の考え方についての説明です。

引き続き、3件目の意見と市の考え方について御説明させていただきます。意見につきまして、⑫公園がそのままの形できれいになるなら文句をつけようがないが、区画を変えて隣接部分が公園ではなくなるということは、今までにない問題が大いに発生するということにつながる。

⑬公園の区画変更に伴い、保育園の新園舎建て替え計画案の案内が11月中旬に訪問連絡があり、その時点で既に設計図、区画の割り当てがほぼ決定事項だった。公園の割当てレイアウト、その数週間後に保育園の設計図をいただき、設計図の内容は近隣に隣接する予定になっていることがそのときに発覚する。その後、何度も市役所側、保育園側に問い合わせるも、詳しい詳細の情報を得ることができないまま計画だけが進んでしまっている状態。なぜこの計画が発案された早期の段階でアナウンスを近隣住民に投げかけなかったのか。

⑭新園舎が建設されると、隣の今までの外観、採光などが著しく損なわれるおそれがあり、それに対しての説明は一切なく、保育園側のメリットばかり優先してのように思われても仕方ないと考える。

12月19日、保育園側が説明会を開催したが、計画の内容、保育園の運営、建築の内容のみで、近隣の交通整備の調査や新園舎ができた後の想定が乏しく、今まで以上に事故へのリスクが高く、安全性、防犯性が損なわれる懸念を抱いている。

建物が隣接することで火災のリスクも非常に高まる。また、燃え移りなどのリスクが非常に高まりデメリットである。

建物が隣接することにより、衛生面（臭いや害虫、ごみなど）での問題が懸念される。

公園が隣接しているから日中の楽器や声、マイクの声、歌い声、遊び声が緩和されていたのに、隣接だと騒音問題が常に発生するデメリットが考えられる。

⑮公園の伐採を目的として高い塀で囲いをされ、さらに2階建てのプレハブも住宅の隣に建ち、景観がすごく悪くなった。囲いをすることは聞いていたが、2階建てのプレハブが自宅のすぐ真横に建つことは聞いていない。そういった面でも、市民のための市役所なのに市民のことは他人ごとのように扱っているとしか思えない。伐採するだけでプレハブがなぜ必要なのか。伐採するだけなら、重機だけ入り、1日で終わるものではないのか。都市計画案も決定されていないのに、公園が囲われ利用できなくなる。私たちだけではなく、地域の方も何が起きたのかと心配されていた。

⑯プレハブが建ったときも、ものすごい騒音と、人の声と地響きがすごく、子供やペットは驚き、不安で怖がっていた。隣接にもっと大きな建物が建ち、

事務局	<p>住宅の基礎など、ひび割れや欠損がでたら誰が補償してくれるのか。それを訴える労力・時間、誰が補償してくれるのか。公園が隣接だとそのような心配がない。</p> <p>⑪公園ではなくなり建物が建った場合、土地の評価が著しく低下するおそれがあると言われた。そうなった場合、誰が補償してくれるのか。</p> <p>以上の点から、東部大阪都市計画公園の変更の案について強く反対します。</p> <p>それでは右側に移りまして、市の考え方を述べさせていただきます。</p> <p>⑫の意見につきましては、先ほど述べさせていただきました考え方と重複しますので、割愛させていただきます。</p> <p>⑬の意見につきましても、先ほど述べさせていただきました考え方と重複いたしますので、割愛させていただきます。</p> <p>⑭の隣接する住居の居住環境への影響につきましては、都市計画の変更に関直接的に關係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。</p> <p>また、近隣の交通環境につきましては、先ほど述べさせていただきました考え方と重複いたしますので、割愛させていただきます。</p> <p>⑮今回の計画は、昭和44年に都市計画決定し、昭和45年に供用開始した八雲東公園を、隣接し老朽化する保育園の建て替えに合わせて保育園跡地の一部を公園として整備することで、安全な都市空間の形成が図られることから、保育園と一体となって事業を進めようとするものです。</p> <p>御指摘の仮囲い、現場事務所の設置につきましては、上記理由による一体となって事業を進める必要があることから、公園整備に必要な準備行為として実施したものであります。</p> <p>しかし、今回の作業が地域の皆様に十分な事前説明がなく、御不安をおかけしました点につきましては、重く受け止め、今後はより丁寧な情報提供等に努めてまいります。</p> <p>⑯の保育園工事中の周辺への振動等の影響につきましては、都市計画の変更に関直接的に關係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。</p> <p>⑰の公園から保育園への土地利用の変更に伴う周辺不動産価格の低下への懸念につきましては、商取引等における様々な要素が関連することから、本市の考え方は差し控えさせていただきます。</p> <p>以上が3件目の意見と市の考え方についての説明です。</p>
事務局	<p>引き続き、4件目の意見と市の考え方について御説明させていただきます。</p> <p>意見につきましては、⑱公園、こども園の改修、新設を行うことについては賛成。</p> <p>自宅の道路を挟んで向かい側に保育園ができることに反対。</p> <p>公園が保育園の駐車場と自転車を含めて出入口になることに反対。通学路</p>

	<p>に、それも狭いところ、また自転車を含めて三方から来る場所を選ばないでほしい。</p> <p>希望として、今の保育園の形の区分けで計画を進めてほしい。</p> <p>⑱住宅地から離れることで近隣とのトラブルが解消できる。</p> <p>⑳公園が道路面より近くなるので、死角がなくなり安心・安全な公園になる。計画の案だと、奥に縦長になることで住宅街、道路面からも離れ死角になり、また、現状の公園だと公園を通り道として人が行き交うことで犯罪の抑止力になっている。</p> <p>㉑昨今、こども園等の送迎に関する事故等が多く、もう少しゆとりのある形で駐車場の変更をしてほしい。</p>
事務局	<p>それでは右側に移りまして、意見に対する市の考え方を述べさせていただきます。</p> <p>⑱の意見につきましては、先ほど述べさせていただきました考え方と重複しますので、割愛させていただきます。</p> <p>⑲の公園が保育園の駐車場と自転車を含めて出入口になること、及び近隣とのトラブルの懸念につきましては、都市計画の変更に直接的に関係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。</p> <p>⑳の公園の防犯面での懸念につきましては、都市計画の変更に直接的に関係するものではないため、本市の考え方は差し控えさせていただきます。</p> <p>㉑の意見につきましては、先ほど述べさせていただきました考え方と重複しますので、割愛させていただきます。</p> <p>以上で、付議第53号、「東部大阪都市計画公園の変更」についての御説明を終わります。</p>
岡山会長	<p>ただいま事務局のほうからの説明が終わりましたので、御質問、御意見を伺いたいと思います。</p> <p>どなたかございませんでしょうか。</p> <p>西田委員、どうぞ。</p>
西田委員	<p>様々な御心配のお声をここに意見書として伺って、読んでたら、特に地図で言う3軒のおうちですかね、本当に生活環境に大きな変化があるのも事実だと思います。実際に私も関係者の方から去年の冬に御相談もいただいて、私まだこれを知らなかったんですけど、伺ったらこの話を聞いたという経緯なんですけど、結局法的にも問題もないし、市の権限の中で、これは仕方がないことという回答なのかなって思うんです。</p> <p>だけど、ここに何度も出てきますけれども、いきなり囲われて、いきなり工事が始まってという、それを訴えられると、ホームページとか広報では知らせてましたと。でも、ちょっとした民間の工事でも、お手紙が来て回らるんです。だから、それは反省は述べておられますけど、もっと丁寧に、本</p>

当にすごく影響のあるところには、最初に個々にお知らせを絶対にせなあかんかったと思うんです。今後のこともあるので。

あと、保育園のことは保育園に、こちらで聞かれても答えられへんって、それはそうやと思いますし、やけれども、スタートでこうやってこじれてしまったというか、残念やけれど、もめてしまった中で、いいことをせっかくしようとしてくださっていると思うんですけど、それが始まってからも、工事が終わってからも、何かあったら保育園ともあるのかなと思ったときに、今後は説明とかも丁寧にやっていくことは何度も述べてくださってますけど、しっかりそれもやっていただいて、都市計画さんは工事が終わったら終わりかも分からへんけど、その続きもあるので、何かあったときには担当の課が変わるにしても、こういうこともちゃんと伝えていただいて、後々住民の方が相談できる窓口とか、しっかりと周知して差し上げて、不安を少しでも減らして差し上げられるようにしていただきたいと思います。

そして、今後のことは丁寧にやっていただくとして、これからのこともあるので、事前にこれからの説明とか、近隣の関係ある方に対してどう進めていくというのを、少しお考えをお聞かせいただいたらと思います。

岡山会長

ありがとうございます。

それでは、事務局のほう、どうぞ。

事務局

申し訳ございません。意見書に対します市の考え方と重複する部分もあるんですけれども、今西田委員おっしゃいましたとおり、今回の都市計画変更の進め方につきまして、やはりこれまでどおりの広報での周知であったりという部分で、近隣住民の方々、その計画について御存じなかった、また直近のタイミング、ぎりぎりのタイミングでの御説明であったり、やはり事業が保育園と公園整備と都市計画というようなことで、いろいろな関係機関をまたがることによって、その説明について、おっしゃっていただいたとおり、把握し切れない部分についての情報提供の連携が不足する部分があったという御指摘を受けているものだと思っておりますので、そちらにつきましては、今回の都市計画もそうですし、今後の整備に当たりましてもきちっとお互い情報共有をして一体的になって進めていけるようにということで、今回我々行政のほうとしましては、道路部局、もしくは公園部局、あと我々、連携して今進めさせていただいている部分と、あと保育園側とも緊密に情報共有して連携して進めてまいりたいと考えております。

また今後につきましても、おっしゃっていただいておりますとおり、都市計画の決定・変更に際しましては、より丁寧な周辺住民の方々への情報提供ということで、まずは地元の自治会さんや町会さんなどの協力も得まして、地元説明会の開催を前提として、今後の事業については進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

岡山会長	<p>よろしいでしょうか。 西田委員、どうぞ。</p>
西田委員	<p>ありがとうございます。ぜひお願いしたいです。縦割りのなところというのは住民の方には関係ありませんので、くれぐれも連携して、よろしく願いいたします。</p>
岡山会長	<p>先ほどの意見に対する考え方のところでも、そのことに関しての市の考え方が丁寧に明記されておりますので、そのようにこれから努めていただきたいというふうに思います。 ほかにございませんでしょうか。 どうぞ。</p>
江端委員	<p>今の西田さんの御意見と重複するかも分からないんですけども、今この都市計画審議会で審査する内容については必要がないという、意見書に対して、今我々が審議すべきことに関しては無関係というか、それは今審議する内容に関しては要らないんだよというような文章が散見されると思うんです。先ほど西田さんがおっしゃったように、この都市計画審議会だけで審査する内容については関係ないということ、本市は知らないということですけども、本市は知らないと言うんじゃないくて、都市計画審議会の中ではそういったことであるけれども、先ほど西田さんの質問に回答されましたけど、都市計画審議会で今審査する内容と違うところが市と無関係ということではないと思うんです。なので、ちょっと進め方がひど過ぎたんじゃないかなという感が否めないと思うんですが。</p>
岡山会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局	<p>江端委員おっしゃる、例えば道路事情のお話というのは、都市計画審議会の中での都市計画としての案の検討に際しての直接的な関係という部分で考え方を書かせていただいておりますけども、一方で、先ほど申し上げました公園の管理上の問題、もしくは道路の安全な交通というのは、もちろんそれも行政が担うべきものでありますことから、今回の審議の内容とは別で、どういった形で交通安全を図っていきけるのかという部分に関しましては、当然都市整備も所管している部分もございますので、しっかり連携してその部分には努めさせていただきたいと考えておりまして、本審議会における審議の内容が、先ほど江端委員おっしゃるとおり、その部分というのは当然ながら道路の管理者、公園管理者、もしくは保育園さんの運営の方々と連携した上で、地域の方々にとって今回の事業というのがよりよいものになっていくように努めてまいりますということは、本市としても考え方として今回書かせていただいているというような部分がございます。</p>

岡山会長	<p>以上でございます。</p>
江端委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
岡山会長	<p>結構なんですけれども、要するにこの場で審議する中身については、この考え方というのはそのとおりだと思うんですけども、都市計画審議会での中身としては、これは関係ないよと言った部分がたくさんあると思うんです。実際にはそのとおりだと思うんです。今ここで審議している内容については、会長もよく御存じで、そのとおりということで進められるのは致し方のないことなんですけれども、その部分とは違う部分というのが非常に突き放したような表現が、実際に今はこの内容とは違うからこれは答えられないとか、実際にはどこかでそれを処理しないといけない部分が出てくるはずだと思うんですけども、その部分についてはこの場では審議するものじゃないということで回答されているので、多分当事者の方は、本当に突き放した感覚を持たれるのは致し方ないと思うんです。</p> <p>我々もこの中身に関しては、この回答というのは非常にそのとおりだと思います。これを例えば否定するようなことはできないと思うんです。けど、というのは少し残ってしまいますので、西田委員のおっしゃられていることと同じことなんですけれども、それも今後、付言か何かを付け加えていただいて。</p> <p>江端委員のおっしゃることはそのとおりでして、ただ御理解いただけますように、この都市計画審議会というのは、都市計画の案が妥当性があるか、公共の福祉に資するものであるかであるとか、あるいは法律に定められている手続上、瑕疵がないかというようなことを審議する場なんですけれども、それについては今回は問題がなかったんですけども、ただ、そういうドライに決めてしまうということではなくて、西田委員、江端委員がおっしゃるように、都市計画が単独で行われるものではありませんので、いろいろなところに関係してくると思うんですね。ソフトな面であるとか、そういうところも丁寧に行っていくかというふうに思います。</p> <p>このことにつきましては、先ほど申しましたように、御意見に対する市の考え方の中にも明記されてますし、西田委員、江端委員の発言された意見につきましては、ちゃんとオーソライズされたといいますか、公式の委員会ですので、それは議事録に載せることになると思いますので、そのような意見が出されて、皆さんで審議したということは残ると思いますので、その辺で御了解いただければというふうに思います。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。</p> <p>甲斐委員、どうぞ。</p>
甲斐委員	<p>こういう言い方は正しいかどうか分かりませんが、こじれていると私は今</p>

	<p>の時点で思います。ホームの入所者に限りなく影響をゼロにしていきたいというのが私の願いでございます。それをお約束していただけますか。</p>
事務局	<p>影響といいますと、どういう影響になりますか。</p>
甲斐委員	<p>今入所されている方の生活に影響がないように、同じように計画後も生活できる状態。</p>
事務局	<p>1つの視点として、先ほどの考え方にも述べさせていただいている部分もでございます。基本的には既存不適合になるおそれという部分に関しましては、基本的には既存不適合というのは、今回の都市計画変更でそういった建築をされていた場合に既存不適合になるおそれがあるんですけども、これに関しましては、ここにも書かせていただいておりますとおり、現状の利用、用途のまま使っていただくことに際して行政指導などが入ることはございませんし、変わらず施設として運営いただけるという形にはなっておりますので、その点に関しましては、既存不適合というのは違反建築とは明確に違うというようなことで、考え方はお示しさせていただいております。</p>
岡山会長	<p>甲斐委員、どうぞ。</p>
甲斐委員	<p>ですから、やはりゼロに近いように、いろいろな不安感を持たないように努力していただきたいと思います。ですが、説明不足であったというのは指摘しておきます。ですが、近隣方3軒の方と、ホームの方が今生活している内容に影響がないように近づけていただきたい。なるべくゼロに近づけていただきたい。</p> <p>それともう一つ言っておきますが、あえて言っておきます。行政としての進め方としては、私は間違っていないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
岡山会長	<p>ありがとうございます。ただいまの甲斐委員の御意見を引き継いでといたしますか、今後の運用に活かしていただきたいなというふうに思います。</p> <p>ほかに御意見ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、御意見ございませんので、これで議題についてお諮りしたいと思います。</p> <p>ただいまの付議第53号、「東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）」でございますが、この原案に対しまして御異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
岡山会長	<p>御異議ございませんということで、原案どおり答申させていただきたいと</p>

思います。

ただ、幾つかの重要な意見が出ましたので、それにつきましては事務局のほうで、今後の運用でよろしくお願ひしたいと申ひます。

議題はこれで終わったんですけども、ほか何か御意見等はござい申ひすでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで議事は終了しましたので、令和4年度第2回守口市都市計画審議会を終了したいと申ひます。

なお、本日の署名委員は池邨委員と西田委員にお願ひしたいと申ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前10時44分